

保国発 0926 第 1 号
平成 29 年 9 月 26 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（公 印 省 略）

国民健康保険広域化等支援基金の解散について

国民健康保険広域化等支援基金については、「国民健康保険広域化等支援基金の解散について」（平成 29 年 5 月 11 日付け保国発 0511 第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）により、基金事業終了による基金の解散及びその残余额の国庫返還に係る手続きについてお示ししたところである。

今般、国庫返還に関する手続きの詳細について、以下のとおりとすることとしたので、遺漏のないようご対応願いたい。

記

1. 基金解散に係る報告書の提出

平成 16 年 6 月 17 日厚生労働省発保第 0617001 号厚生労働事務次官通知の別添「平成 16 年度国民健康保険広域化等支援事業費等補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）6 の（7）に規定する厚生労働大臣への報告については、別紙様式「国民健康保険広域化等支援基金の解散に係る報告書」に必要書類を添付し、平成 29 年 11 月 30 日（木）までに紙媒体及び電子データで提出すること。

※ メール宛先は下記アドレスに送付すること。

・ kokuho@mhlw.go.jp（財政第 2 係宛）

※ 郵送先は下記のとおりとすること。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
厚生労働省保険局国民健康保険課財政第二係
（※必ず財政第二係宛とすること。）

2. 基金解散に伴う事務スケジュール（予定）

基金事業終了に伴う基金の解散等を平成 29 年度に行う場合の、具体的なスケジュールについては、下記のとおり予定しているので遺漏のないようご対応願いたい。なお、基金運用益については国庫返還の対象外とする。

平成 29 年 11 月末	基金解散報告書（別紙様式）提出期限
平成 30 年 2 月～3 月	債権発生通知書等の送付
平成 30 年 4 月末	国庫返還期限（注）

（注）国庫返還期限は、平成 29 年度出納整理期間終了日を予定している。

※ 平成 30 年度以降の解散に伴う事務スケジュールの具体的な日程は、別途、毎年度示すこととする。

以上